



# 山形県公報

平成17年7月29日(金)  
第1663号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

|                             |                   |     |
|-----------------------------|-------------------|-----|
| 指定居宅サービス事業者の指定.....         | (最上総合支庁福祉課) ...   | 848 |
| 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止..... | (置賜総合支庁福祉課) ...   | 同   |
| 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了.....    | (農政企画課) ...       | 同   |
| 第5種共同漁業権遊漁規則の認可.....        | (生産流通課) ...       | 同   |
| 県営土地改良事業計画の決定.....          | (村山総合支庁農村計画課) ... | 849 |
| 道路の区域の変更.....               | (最上総合支庁建設総務課) ... | 850 |
| 県道の供用の開始.....               | (同) ...           | 同   |
| 開発行為に関する工事の完了.....          | (村山総合支庁建築課) ...   | 同   |
| 道路の位置の指定の廃止.....            | (置賜総合支庁建築課) ...   | 同   |
| 県証紙売りさばき業務の廃止.....          | (出納局) ...         | 851 |
| 県証紙売りさばき人の指定.....           | (同) ...           | 同   |
| 県証紙売りさばき所の変更.....           | (同) ...           | 同   |

### 教育委員会関係

#### 規 則

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則..... | 852 |
|-----------------------------|-----|

#### 訓 令

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| 山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令..... | 同 |
|--------------------------------------|---|

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|              |     |
|--------------|-----|
| 当選無効の告示..... | 853 |
|--------------|-----|

### 公 告

|                                         |                   |     |
|-----------------------------------------|-------------------|-----|
| 平成17年度2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の募集..... | (市町村課) ...        | 同   |
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....                 | (置賜総合支庁企画振興課) ... | 同   |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請.....               | (庄内総合支庁企画振興課) ... | 854 |
| 大規模小売店舗の変更の届出.....                      | (商業経済交流課) ...     | 同   |
| 大規模小売店舗の新設に係る市町村等の意見.....               | (同) ...           | 855 |
| 県営住宅入居者の一般公募.....                       | (村山総合支庁建設部) ...   | 856 |
| 同.....                                  | (庄内総合支庁建築課) ...   | 859 |
| 登録職員団体の解散.....                          | (人事委員会) ...       | 861 |

## 告 示

## 山形県告示第667号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成17年7月29日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地               | 事業所の名称及び所在地                      | 居宅サービスの<br>種類 | 指定年月日     |
|---------------------------------------|----------------------------------|---------------|-----------|
| アサヒサンクリーン株式会社<br>東京都北区上十条一丁目2番<br>15号 | アサヒサンクリーン株式会社新庄営業所<br>新庄市大手町2-83 | 訪問入浴介護        | 平成17.7.21 |

## 山形県告示第668号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成17年7月29日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地 | 事業所の名称及び所在地                         | 居宅サービスの<br>種類 | 廃止年月日     |
|-------------------------|-------------------------------------|---------------|-----------|
| 有限会社セスナー<br>南陽市宮内778番地1 | 有限会社セスナー介護事業部<br>米沢市アルカディア一丁目808-18 | 訪問介護          | 平成17.4.30 |

## 山形県告示第669号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成17年7月29日

山形県知事 齋 藤 弘

| 事 業 名       | 地 区 名 | 工事完了年月日    |
|-------------|-------|------------|
| 中山間地域総合整備事業 | 蚕桑西部  | 平成17年3月18日 |

## 山形県告示第670号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、次のとおり第5種共同漁業権遊漁規則の変更を認可した。

平成17年7月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 漁業権者の名称及び住所  
イ 名称 県南漁業協同組合  
ロ 住所 米沢市矢来一丁目1番104号
- (2) 漁業権の免許番号  
内共第2号
- (3) 変更の内容  
第3条に次の1項を加える。  
2 次の表のア欄に掲げる水産動物はイ欄に掲げる漁法によりウ欄に掲げる区域内でエ欄に掲げる期間中でなければ採捕してはならない

| ア 水産動物の種類 | イ 漁法 | ウ 区 域                  | エ 期 間          |
|-----------|------|------------------------|----------------|
| に じ ま す   | 釣 り  | 犬川 川西町玉庭地区田中橋より下流全域    | 3月1日から10月31日まで |
|           |      | 屋代川 高畠町安久津地区八幡橋より下流全域  |                |
|           |      | 羽黒川 米沢市上新田地区四ヶ村堰より下流全域 |                |

第4条第2項の表中

|     |                           |               |            |
|-----|---------------------------|---------------|------------|
| 鬼面川 | 米沢市大字館山地区内鬼面川頭首工から上流小樽橋まで | 7月1日から7月31日まで | を<br>に改める。 |
| 鬼面川 | 米沢市大字館山地区内鬼面川頭首工から上流小樽橋まで | 7月1日から7月31日まで |            |
| 吉野川 | 南陽市宮内地区丸山橋から上流全域          | 周年            |            |

(4) 変更後の遊漁規則の施行日  
平成17年7月29日

2 (1) 漁業権者の名称及び住所

イ 名称 最上川第二漁業協同組合  
口 住所 西村山郡河北町谷地字山王23番地1

(2) 漁業権の免許番号  
内共第6号、第7号、第8号及び第9号

(3) 変更の内容  
第2条第5項の表中

|                                 |                 |            |
|---------------------------------|-----------------|------------|
| 寒河江市三泉地内の寒河江川橋から上流昭和堰堰堤までの寒河江川  |                 | を<br>に改める。 |
| 寒河江市大字八楸地内の慈恩寺橋から上流昭和堰堰堤までの寒河江川 |                 |            |
| 寒河江市三泉地内ノ寒河江川橋から上流慈恩寺橋までの寒河江川   | 毎年7月1日から9月30日まで |            |

(4) 変更後の遊漁規則の施行日  
平成17年7月29日

山形県告示第671号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営天童地区土地改良（基幹水利施設補修事業）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年7月29日

山形県知事 齋 藤 弘

1 縦覧に供する書類の名称

県営天童地区土地改良（基幹水利施設補修事業）事業計画書の写し

2 縦覧に供する場所

天童市役所  
河北町役場

3 縦覧に供する期間

平成17年8月12日から同年9月9日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第672号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成17年7月29日から同年8月11日まで縦覧に供する。

平成17年7月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 新庄戸沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                   | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長          |
|-------------------------------------|---|------|-----------------------|-------------|
| 最上郡戸沢村大字古口字皿島1741番1から<br>同 1747番1まで |   | 旧    | 23.6メートル<br>↓<br>55.0 | メートル<br>141 |
| 同                                   | 上 | 新    | 23.6メートル<br>↓<br>46.6 | 同上          |

## 山形県告示第673号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成17年7月29日から同年8月11日まで縦覧に供する。

平成17年7月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 新庄戸沢線
- 2 供用開始の区間 最上郡戸沢村大字古口字皿島1741番1から  
同 1747番1まで
- 3 供用開始の期日 平成17年7月29日

## 山形県告示第674号

次の開発行為は、完了した。

平成17年7月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号 平成17年7月7日 指令村総建第5037号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 東根市大字東根元東根字白金4735 - 1、4735 - 2、4735 - 3、4736 - 1、4736 - 2、4737 - 1
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称 山形市南二番町4番10号  
日産プリンス山形販売株式会社

## 山形県告示第675号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり廃止した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

平成17年7月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 廃止に係る指定の番号 私道米第193号

- 2 廃止に係る指定の場所 南陽市郡山字一早631番1、631番4、631番5、631番1先の一部、640番先の一部  
 3 廃止年月日 平成17年7月15日

山形県告示第676号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成17年7月29日

山形県知事 齋 藤 弘

| 氏 名    | 住 所             | 売りさばき所の所在地  | 廃止年月日      |
|--------|-----------------|-------------|------------|
| 小林 権太郎 | 飽海郡平田町大字堀野内78番地 | 酒田市あきほ町30番地 | 平成17. 6.30 |

山形県告示第677号

山形県証紙条例（昭和39年3月県条例第40号）第6条第1項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

平成17年7月29日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名称及び代表者氏名                    | 住 所                | 売りさばき所の所在地  | 指 定 年 月 日  |
|------------------------------|--------------------|-------------|------------|
| 庄内地区身体障害者福祉団体連合会<br>会長 水戸 庄吉 | 東田川郡庄内町余目字沢田104番地2 | 酒田市あきほ町30番地 | 平成17. 7.21 |

山形県告示第678号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

平成17年7月29日

山形県知事 齋 藤 弘

| 売りさばき人の名称<br>及び代表者氏名          | 売 り さ ば き 所 の 所 在 地 |             | 承 認<br>年 月 日 |
|-------------------------------|---------------------|-------------|--------------|
|                               | 変 更 前               | 変 更 後       |              |
| 財団法人<br>山形県交通安全協会<br>会長 半田 春吉 | 上山市矢来三丁目7番50号       | 同 左         | 平成17. 7.21   |
|                               | 天童市大字高揃字立谷川原北3400番地 | 天童市大字高揃1300 |              |
|                               | 天童市糠塚二丁目4番1号        | 同 左         |              |
|                               | 寒河江市大字西根字上川原228番地の1 | 同 左         |              |
|                               | 村山市中央一丁目2番5号        | 同 左         |              |
|                               | 尾花沢市北町一丁目5番5号       | 同 左         |              |
|                               | 新庄市新町5番19号          | 同 左         |              |

|                           |   |   |
|---------------------------|---|---|
| 米沢市城北二丁目 3 番19号           | 同 | 左 |
| 南陽市柵塚1618番地               | 同 | 左 |
| 長井市小出3743番地の 3            | 同 | 左 |
| 西置賜郡小国町大字小国小坂町<br>一丁目49番地 | 同 | 左 |
| 西田川郡温海町大字温海戊569<br>番地の 1  | 同 | 左 |
| 東田川郡庄内町余目字滑石 8 番<br>地 1   | 同 | 左 |

## 教育委員会関係

### 規 則

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 7月29日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 伊 藤 晴 夫

山形県教育委員会規則第12号

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員に関する規則（昭和33年 4月県教育委員会規則第 5号）の一部を次のように改正する。

第 3条中「第18条の 2」を「第17条」に改める。

附 則

この規則は、平成17年 8月 1日から施行する。

### 訓 令

山形県教育委員会訓令第 3号

庁 中  
教育機関（県立学校を除く。）

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年 7月29日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 伊 藤 晴 夫

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程（昭和51年10月県教育委員会訓令第 7号）の一部を次のように改正する。

第31条第 1項に次の 2号を加える。

(21) 修学部分休業承認申請書（職員の修学部分休業に関する規程（平成17年 7月県教育委員会教育長訓令第 2号。以下「修学休業規程」という。）別記様式第 1号による。）

(22) 修学状況変更届（修学休業規程別記様式第 2号による。）

第31条第 5項中「部分休業」を「部分休業又は修学部分休業」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

山形県選挙管理委員会告示第110号

平成15年4月13日執行の山形県議会議員選挙新庄市選挙区における山科朝雄の当選は、平成17年7月12日に判決が確定した公職選挙法違反被告事件訴訟の結果、無効となった。

平成17年7月29日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

## 公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の募集を次のとおり行う。

平成17年7月29日

山形県知事 齋藤 弘

#### 1 募集期間等

| 募集種目 | 募集人員        | 募 集 期 間                 | 試験期日           | 試験の概要              | 試験場の位置 | 試験場の名称         | 採用時期                  |
|------|-------------|-------------------------|----------------|--------------------|--------|----------------|-----------------------|
| 2等陸士 | 若干名<br>(女子) | 平成17年8月1日から<br>同年9月8日まで | 平成17年<br>9月24日 | 口述試験<br>身体検査       | 東根市    | 陸上自衛隊神町駐屯地     | 平成18年<br>3月又は<br>同年4月 |
| 2等海士 | 若干名<br>(女子) |                         | 平成17年<br>9月26日 | 筆記試験<br>適性試験       | 山形市    | 山形大学(小白川キャンパス) |                       |
| 2等空士 | 若干名<br>(女子) |                         | 東根市<br>鶴岡市     | 東根市神町公民館<br>鶴岡合同庁舎 |        |                |                       |

#### 2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方連絡部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地を管轄する市町村長又は自衛隊山形地方連絡部に提出すること。

#### 3 その他

詳細については、自衛隊山形地方連絡部（電話023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県総務部市町村課（電話023(630)2075）に問い合わせること。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成17年7月29日

山形県知事 齋藤 弘

#### 1 申請のあった年月日

平成17年7月14日

#### 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

##### (1) 名 称

特定非営利活動法人 元気学校

##### (2) 代表者の氏名

永瀬 芳雄

##### (3) 主たる事務所の所在地

山形県米沢市広幡町成島1105番地の3

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民の高齢者を対象として、高齢者の生活の支援と高齢者が生きがいとする仕事の間を提供することにより、豊かで住みよい生きがいのある社会を形成していくことをもって、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証について申請があった。

平成17年7月29日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 申請のあった年月日

平成17年7月19日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

## (1) 名称

特定非営利活動法人 庄内市民活動センター

## (2) 代表者の氏名

仲川 昌夫

## (3) 主たる事務所の所在地

鶴岡市馬場町11 - 63鶴岡産業会館2階

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、鶴岡市および近隣町村のNPOや市民主体の街づくりなどのそれぞれで市民活動を進めている市民活動グループへの支援や、地域づくりに関っている団体相互のネットワーク化を推進しながら、市民参加型のまちづくり事業を実践することにより、NPOや市民活動の活性化を目指すなかで、市民一人一人の自立を推進することを目的とする。併せて、市民のNPOに関する教育・啓発活動にも積極的に取り組んでいく。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに天童市役所において平成17年11月29日まで縦覧に供する。

平成17年7月29日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

八文字屋天童店

天童市楸ノ町土地区画整理事業仮換地23街区 - 7号

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

東京リース株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目10番1号

代表取締役 海老原 政徳

## 3 変更する事項

## (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）1,494平方メートル

（変更後）2,584平方メートル

## (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## イ 駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）0台

（変更後）70台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

## ロ 荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）642平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

（変更後）117平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

## (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

## （変更前）

| 小売業を行う者          | 開店時刻 | 閉店時刻 | 備考 |
|------------------|------|------|----|
| 株式会社ヤマコー         | 午前9時 | 午後8時 |    |
| 株式会社ジェイエイトんどうフーズ | 午前9時 | 午後8時 |    |
| 株式会社ベーカリー中村屋     | 午前9時 | 午後8時 |    |
| 株式会社杵屋本店         | 午前9時 | 午後8時 |    |
| 株式会社舞鶴堂          | 午前9時 | 午後8時 |    |

## （変更後）

| 小売業を行う者  | 開店時刻  | 閉店時刻  | 備考         |
|----------|-------|-------|------------|
| 株式会社八文字屋 | 午前10時 | 午後10時 | 新たに小売業を行う者 |

- 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 （変更前）午前8時30分から午後8時30分まで  
 （変更後）午前9時30分から午後10時30分まで

## 4 変更年月日

- (1) 3の(3)に掲げる事項  
平成17年11月3日
- (2) (1)以外の事項  
平成18年3月13日

## 5 届出年月日

平成17年7月12日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成17年11月29日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により山形市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要及び同法第8条第2項の規定により述べられた大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成17年8月29日まで縦覧に供する。

平成17年7月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ青田店

山形市青田四丁目634番1外

2 大規模小売店舗の新設に係る届出の公告を行った日

平成17年3月8日

3 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見の概要

(1) 店舗周辺の交通について

イ 当該店舗の周辺道路（特に店舗南側の東西線市道）は、渋滞の激しい箇所となっている。出入口2を利用する車両で、特に右折により入出店するものについては、当該道路の通行の妨げとならないように配慮すること。また、出入口3については、周辺生活道路の混雑を避けるため交通整理員による誘導を実施する等し、店舗周辺道路の円滑な通行の確保に努めること。

ロ 近隣住民の生活及び交通安全の保全に十分に配慮すること。オープン後も必要に応じて各道路管理者及び警察等の関係機関並びに近隣住民と協議を継続する場を設けること。

(2) 深夜営業について

過度の照明又は騒音等により周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう十分に配慮すること。

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見の概要

(1) 意見書を提出した者

青田第一町内会

青田第二町内会

(2) 意見の概要

イ 出入口3を廃止するか、開口部を最小限にし、車の出入庫を制限すること及び夜間の閉鎖は確実にを行うことを要望する。

ロ 右折車の処理が渋滞を少なくするので、繁忙期や混雑時間帯の警備員による誘導体制を強く要望する。

ハ 騒音、環境、交通渋滞等については、実際に稼働してみないと予測結果だけでは何とも言えないので、今後の対応窓口（部署）を明確にすることを要望する。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成17年7月29日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地           | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分               | 家賃                      |                                       |                                        |                                        |                                        | 摘要     |                                        |     |
|--------------|---------------|------|-------------------------------|------|------------------|-------------------------|---------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|--------|----------------------------------------|-----|
|              |               | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |                  | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が23,000円<br>を<br>超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を<br>超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を<br>超え200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を<br>超え238,000円<br>以下の者 |        | 収入が238,000円<br>を<br>超え268,000円<br>以下の者 |     |
| 県営鈴川第二アパート3号 | 山形市鈴川町3-17-25 | 3K   | 44.4                          | 1    | 一般用              | 12,000                  | 14,600                                | 17,300                                 | 19,900                                 | 20,400                                 | 20,400 | 3月分の家賃に相当する額                           | 单身可 |
| 同 五十鈴アパート3号  | 同 大野目2-2-46   | 同    | 51.2                          | 1    | 同                | 14,800                  | 17,900                                | 21,200                                 | 24,500                                 | 26,900                                 | 26,900 |                                        |     |
| 同 松町アパート1号   | 同 松町4-12-16   | 3DK  | 63.9                          | 1    | 同                | 20,700                  | 25,100                                | 29,600                                 | 34,200                                 | 39,500                                 | 45,400 |                                        |     |
| 同            | 同             | 同    | 58.4                          | 1    | 同                | 18,900                  | 22,900                                | 27,100                                 | 31,300                                 | 36,100                                 | 41,500 |                                        |     |
| 同 東山アパート     | 同 大字十文字6106   | 1LDK | 58.6                          | 1    | 特定目的用<br>(身障者用)  | 23,200                  | 28,100                                | 33,200                                 | 38,300                                 | 44,300                                 | 50,900 |                                        | 单身可 |
| 同            | 同             | 2LDK | 70.9                          | 1    | 同                | 28,000                  | 34,000                                | 40,200                                 | 46,400                                 | 53,600                                 | 61,500 |                                        |     |
| 同 土屋倉アパート1号  | 同 上山市美咲町2-3   | 3DK  | 51.8                          | 1    | 一般用              | 12,700                  | 15,400                                | 18,200                                 | 21,000                                 | 24,300                                 | 27,900 |                                        |     |
| 同 3号         | 同             | 3K   | 53.7                          | 2    | 同                | 13,800                  | 16,700                                | 19,700                                 | 22,800                                 | 26,300                                 | 30,200 |                                        |     |
| 同 金生アパート     | 同 金生1-13-13   | 同    | 44.4                          | 1    | 同                | 10,500                  | 12,700                                | 15,000                                 | 15,100                                 | 15,100                                 | 15,100 |                                        | 单身可 |
| 同 長清水アパート5号  | 同 長清水1-10-15  | 3DK  | 67.7                          | 1    | 特定目的用<br>(障・難者用) | 21,800                  | 26,400                                | 31,200                                 | 36,000                                 | 41,600                                 | 47,800 |                                        |     |
| 同 鷺ヶ袋アパート2号  | 同 旭町2-7-2     | 同    | 55.7                          | 1    | 一般用              | 13,800                  | 16,800                                | 19,800                                 | 22,900                                 | 26,500                                 | 30,400 |                                        |     |
| 同 長清水アパート7号  | 同 長清水1-10-17  | 同    | 70.1                          | 1    | 同                | 22,500                  | 27,300                                | 32,300                                 | 37,300                                 | 43,100                                 | 49,500 |                                        |     |
| 同 天童駅西アパート3号 | 同 天童駅西2-2-31  | 同    | 61.0                          | 1    | 同                | 18,800                  | 22,800                                | 26,900                                 | 31,100                                 | 35,900                                 | 41,200 |                                        |     |
| 同 天童駅南アパート1号 | 同 田鶴町4-18-17  | 同    | 66.5                          | 1    | 同                | 22,900                  | 27,800                                | 32,900                                 | 38,000                                 | 43,800                                 | 50,300 |                                        |     |
| 同 天童南部アパート2号 | 同 南町3-18-2    | 3LDK | 79.9                          | 1    | 同                | 29,200                  | 35,400                                | 41,900                                 | 48,300                                 | 55,800                                 | 64,100 |                                        |     |

|     |                              |     |      |   |                   |        |        |        |        |        |        |     |
|-----|------------------------------|-----|------|---|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 上 | 東村山郡中山町<br>大字長崎881-2         | 2DK | 53.4 | 1 | 特定目的用<br>(除・身障者用) | 17,600 | 21,400 | 25,200 | 29,100 | 33,700 | 38,700 | 单身可 |
| 同 上 | 西村山郡大江町<br>大字藤田字藤田<br>原264-3 | 3DK | 59.3 | 1 | 一般用               | 13,300 | 16,200 | 19,100 | 22,100 | 25,500 | 29,300 |     |
| 同 上 | 東根中央ア<br>パート                 | 同   | 64.2 | 1 | 同                 | 19,500 | 23,700 | 28,000 | 32,400 | 37,400 | 42,900 |     |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成17年8月4日から同月10日まで

8月8日(月)は休館日となります。(受付時間AM10:00~PM4:30)(ただし、郵送の場合は、平成17年8月10日までの消印のあるものに限り有効とする。)

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 〒990-8580 山形市城南町一丁目16番1号(霞城セントラル22階) 山形県すまい情報センター

5 入居の時期 平成17年10月1日

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成17年7月29日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称              | 所在地                        | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 敷金     | 摘要     |                                    |                                    |
|-----------------|----------------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|--------|------------------------------------|------------------------------------|
|                 |                            | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を超え200,000円<br>以下の者 |        |        | 収入が200,000円<br>を超え238,000円<br>以下の者 | 収入が238,000円<br>を超え268,000円<br>以下の者 |
| 県営東泉アパ-<br>ト1号A | 酒田市東泉町四<br>丁目15-21         | 3DK  | 61.0                          | 1    | 一般用 | 17,500                  | 21,200                             | 25,100                             | 29,000                             | 33,500 | 38,500 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |                                    |
| 同 2号A           | 同 東泉町四<br>丁目15-22          | 同    | 62.6                          | 1    | 同   | 18,200                  | 22,100                             | 26,200                             | 30,200                             | 34,900 | 40,000 |                                    |                                    |
| 同 余目アパ-<br>ト3号B | 東田川郡庄内町<br>余目字大塚93-<br>1   | 同    | 64.2                          | 2    | 同   | 16,800                  | 20,300                             | 24,100                             | 27,800                             | 32,100 | 36,800 |                                    |                                    |
| 同 遊佐アパ-<br>ト    | 鮎海郡遊佐町大<br>字遊佐町字田字<br>10-2 | 同    | 59.3                          | 1    | 同   | 13,800                  | 16,700                             | 19,800                             | 22,900                             | 26,400 | 30,300 |                                    |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間（平成16年8月以降の公募）のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成17年8月5日から同月11日まで（ただし、郵送の場合は、平成17年8月11日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター庄内事務所

## 5 入居の時期 平成17年10月上旬

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第10項の規定により、次の登録職員団体から解散した旨の届出があった。

平成17年7月29日

山形県人事委員会  
委員長 古澤茂堂

| 登録職員団体の名称         | 解 散 年 月 日  |
|-------------------|------------|
| 立 川 町 職 員 労 働 組 合 | 平成17年6月30日 |